

2016年12月22日策定

2018年12月21日改定

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

公益財団法人 海外子女教育振興財団

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2017年1月1日～2019年12月31日までの3年間

2. 内 容：

目標1：妊娠中および出産後の職員の健康管理や相談窓口を設置する。

<対策>

- 2017年1月～ 相談窓口の設置について検討
- 2017年6月～ 相談窓口担当者の研修
- 2017年10月～ 相談窓口の設置について職員に周知

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般を周知する。

<対策>

- 2017年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 2017年9月～ 制度導入
- 2017年10月～ 制度に関する規定・規則等を改正し、職員に周知

目標3：職場優先意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための取組を実施する。

<対策>

- 2017年10月～ 取組事例に関する情報収集
- 2018年3月～ 管理職向け研修を実施
- 2018年7月～ 意識啓発のための資料等を作成し、職員に周知

以 上